

問題2 Xは、A県人事委員会の採用試験に合格し、同県建設局職員として採用することに内定され、同局総務部長名義の採用内定通知（これを「本件通知」という。）を受領した。A県では、採用の内定は、採用発令の手続を支障なく行うための準備手続であり、採用内定者に直接辞令を交付することによって採用が発令される構造となっていた。その後、Xは、採用内定を取り消された（これを「本件取消処分」という。）。Xは、本件取消処分は違法であるとして、本件取消処分の取消訴訟を提起した。

裁判所は、本件通知がどのような行為であり、どのような訴訟要件の認否に関わるため、どのような判決をすべきか、40字程度で説明しなさい。

（下書き用）

10

15
